

平成20年度 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要（案）¹に対するパブリックコメント意見の内訳

意見分類		対応方針	件数
			411
①コピー用紙			348
基準の見直しに賛同			57
	<p>【間伐材の利用に賛同又は利用拡大に期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材由来のパルプを古紙と同程度の環境性能を有するといった整理を行ったことを評価 ・コピー用紙の原料として、間伐材を利用する事に賛同 ・間伐材の優先利用による森林整備の推進に期待 	—	50
	<p>【古紙以外の原料の導入を評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙を尊重しつつ、環境に優しいバージンパルプを認める改定案が出来た事は、変動する原料事情に対応でき非常に喜ばしい ・森林認証材を原料としたバージンパルプの配合が可能となったことは、一定の前進と評価できる ・持続可能な森林経営が行われている森林から産出された原材料が環境に配慮した原材料として考慮されていること、またその判断基準が林野庁のガイドラインに準拠していることを歓迎 ・森林認証材、間伐材、未利用材等、環境に配慮した原料についても対象にしたことに賛同 	—	7
現行基準を維持すべき			65
	現行の古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下の基準を維持すべき	<p>本基準は、物品等の調達の際に様々な環境に配慮すべき項目に対し、調達者に分かりやすく、一定の環境配慮がなされていることを総合的に評価し提示するためのものとなっております。バージンパルプに関する項目については、現在でも世界規模での森林減少が続いている中、速やかに対応を図っていく必要があります。古紙利用に配慮しつつ、検討を進め決定しております。</p> <p>なお、新基準においては、古紙パルプ配合率100%の製品については、より高い環境性能を持つことがポイントで表示され、消費者へも理解できるようになっております。</p>	65
総合評価指標について（全般）			10
	<p>【総合評価の導入に賛同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価値による評価方式の採用を含めた今回の見直し案に全面的に賛同する ・総合評価値による評価方式の採用は画期的であり支持する ・個々の値のみで単純に評価せず、値を調整し全体的なバランスで評価するという点で良い仕組みである 	—	3

意見分類		対応方針	件数
	<p>【総合評価の導入に反対】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加点項目を含めた総合評価指標の導入は時期尚早 ・ 総合指標が非常に難解で消費者に混乱をもたらすのではないか ・ クレジット方式の導入を前提とした森林認証材パルプ・間伐材パルプ・その他持続可能性を目指した材パルプの配合率を基準とする総合評価指標は制度上問題が多い 	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、国民にとって分かりやすい制度になるように十分普及啓発に努めてまいります。</p> <p>古紙偽装問題の原因究明の中で、白色度を含め品質要求の高まりに対し、それに応えたことが偽装の一因とされております。白色度や坪量を加点項目とすることで、白色度の高い紙や厚い紙を使用することが環境負荷の増大につながることを認識しながら、消費者は使用用途に応じて必要な品質と環境性能とのバランスを考慮して調達することにより、新たな市場が形成されていくと考えております。</p> <p>環境への影響は様々な形で発生しそれぞれ相互依存しています。科学的知見などを参考に社会的な要請に基づき、優先されるべき環境問題を議論し検討していくことが重要であると認識しております。</p> <p>評価の重み付けは、既往の研究成果、製紙メーカーの取組状況等を踏まえ、紙に関わる関係者を交えて議論を重ね、政策的に決定したものであり、今後の取組状況を踏まえ、適切に修正していくものであります。</p>	4
	<p>【評価値について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80以上を適合とする理由が不明確。古紙パルプ配合率が100%であれば、それだけで80となり適合製品となるが、総合評価であるからには他の指標項目で点数を得なければならないという措置が必要。 ・ 総合評価指標の各項目の点数1点の価値の根拠が不透明である。また、認証紙・間伐材と植林材と差をつける根拠が不透明 		3
総合評価指標の基本項目について			87
古紙	古紙パルプ配合率を削除すべき	使用され、排出された古紙の利用を適切に推進していくことは、今後とも最優先の課題であり、原案のとおりとします。	1
森林認証材	生産された国に於ける森林に関する法令に照らして合法な物である事と、一定の幅を持っており、追従し易い基準であり評価	-	1
	<p>【特定の森林認証制度に限定すべきでない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の国独自の認証制度（MTCCなど）に問題もあることも認識しているが、今後の運用の厳格化などで対応すべきであり、現時点でFSC以外の認証制度を否定するのは問題 ・ SGECの森林認証林産物も認めるべき ・ PEFCの森林認証についても正当に評価すべき 	現状の判断の基準は、地球規模での森林の減少が続く中、森林認証制度が第三者に基づいて持続可能性について評価されている点を評価したものであります。ご意見については、国際的な議論の取りまとまりの状況に応じ、適宜検討を進めていきます。	4
	世界の主要なNGOが賛成しているFSCと、それ以外の森林認証制度は分けて考えるべき		1
	森林認証材すべてを認めるべきでない		1
	FSC森林認証の維持には多大な経費がかかるため、認証を受けてもそれを維持するだけの余裕がない森林があることにも配慮していただきたい		1
	森林認証材のグレーゾーン（ダブルカウント等）を作らないためにも、明確なルールを制定すべき		1
	森林認証材からの間伐材については、「認証林間伐材」等の表現にしていきたい	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
間伐材	「パーজনパルプを使用するに当たっては、間伐材パルプ配合率の高いものを用いること」あるいは「間伐材由来のパルプを含むコピー用紙を優先的に利用すること」等を明確に記載すべき	コピー用紙の基準における間伐材は、持続可能な森林資源の利用を目指した行為として評価いたしました。ご意見についてはWTO政府調達協定との整合性を図りつつ、持続可能な森林資源の利用を目指す上で、同様の観点で配慮されている森林認証制度とともに、それらの利用割合の高い物品の調達を促す旨配慮事項に記載します。	50
	間伐材のパーজনパルプを優先的に利用すべき		8
	間伐材に対応できるのは針葉樹材専用の蒸解釜を設置している一部のメーカーのみである。間伐主伐をどのように区別するのか及び間伐材であることを第三者的に証明する機関や制度も未整備な中でこの指標を評価に入れることは時期尚早		1

意見分類		対応方針	件数
持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ等	持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ等の定義を明確にすべき	ご意見の趣旨を踏まえ、定義の明確化を図るため修正しました。	4
	備考1の上から5行目以降の記述は「及び、資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建築発生木材・・・及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて利用されるパルプ（以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。）をいう。」と修正すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	環境に配慮されたバージンパルプの原料とされる木材の定義は、①原料となる木材は、木材原産国の法令・森林規制を順守して生産されたものであること（合法性）。②またその木材は持続可能な森林経営が行われている森林地域から産出されたものであること（持続可能性）。③具体的には、上記のような森林環境に配慮した「植林材」「森林認証材」（但し、FSCのみに限定しない）、間伐材や再・未利用木材など」とすべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
その他	林地残材の有効利用を促進する為の記載について検討すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	5
	国産材を使うよう義務づけるべき	ご意見については、WTO政府調達協定上の第3条内国民待遇及び無差別待遇の原則との整合性を図る必要があるため、原案とおりとします。	3
	非木材パルプを認めるべき	LCA評価において一部環境優位性があるものの、化石燃料の増大など他の項目にトレードオフが確認されている文献もあるため、ご意見の趣旨を踏まえ今後検討を行ってまいります。	1
	指標項目に未利用木材を燃料として使用した場合の数値を加味すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	判断の基準は、原料（古紙パルプ+森林認証材または間伐材パルプ）と白色度の2項目とすべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
総合評価指標の加点項目について			25
白色度	【白色度は指標項目として不適切】 ・白色度が低いほうが環境負荷が小さいということは科学的に証明出来ないため指標から外すべき ・意図的な着色かどうかの判断を第三者が確認することは困難	古紙偽装問題に関する特定調達品目検討会の取りまとめに記載した古紙偽装の一因である消費者の要求品質の高まりに対し、それに応えたことが、消費者への適切な情報確保の観点から重要であると考えています。また、更なる古紙利用の拡大にあたっては、新聞古紙及びミックス古紙の利用拡大は極めて重要であり、これらの利用推進を環境負荷を増大させることなく実現するためには、極めて重要な指標であることから原案のとおりとします。	7
	白色度は、JIS P8148:2001、旧JIS P8123、その他数種の測定方法が存在するため、測定方法を統一化すべき	JIS P 8148に定めるISO白色度です。	2
	白色度の上限を設けるべき、高白色度の場合は減点すべき	ご指摘の趣旨は理解します。今後、指標項目の評価値・重み付けについては、今後の取組状況等を踏まえ適宜見直しを行うこととしており、その際の参考とさせていただきます。	1
	ロット毎の管理標準値による評価ではなく、銘柄の公称値（±α）で評価すべき	ご指摘の趣旨は理解しますが、公称値に対する考え方は企業毎に異なり許容誤差が異なっていたため、今回管理標準値とし、実績値に基づく平均値としました。	1

意見分類		対応方針	件数
坪量	<p>【坪量は指標項目として不適切】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坪量を評価に入れるのは、技術（紙/機械ともに）的に時期尚早 ・現時点で生産可能（供給可能）なメーカーが存在しない中において、62 g/m²を評価指標とすることは混乱を与える 	坪量の規程に関しては、長期的な視点で効率的なパルプ利用を実現できる技術の開発促進を目指し定めたものであり、その趣旨が十分理解されるよう普及啓発に努めていきます。	8
	<p>【坪量の測定方法の統一化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坪量の小さいコピー用紙のリスクの目安を知ってもらうため、具体的な数値を入れるべき。『…相対的にカール(JBMS-32-2002によるとカール値0±5mm以下)、紙詰まり、』とすべき。 ・測定条件などの詳細規則に関しても明確化するか、業者独自の基準にゆだねるのかを明記すべき 	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。その趣旨が十分理解されるよう普及啓発に努めていきます。なお、坪量の計測方法はJIS P 8124に基づくものとします。	3
	製紙、紙流通、コピー機製造、消費者を含めた業界的検討会を開き、低坪量コピー用紙の開発のためにコピー機の構造、必要があれば脱インキ性に関連してトナー、インキの品質を見直すことにはどうか	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	ロット毎の管理標準値による評価ではなく、銘柄の公称値（±α）で評価すべき	ご指摘の趣旨は理解しますが、公称値に対する考え方は企業毎に異なり許容誤差が異なっていたため、今回管理標準値とし、実績値に基づく平均値としました。	1
	「坪量」は印刷情報紙全般に適用できないためコピー用紙に特化した項目とし、他の紙の共通項目と区別できる表現とすべき	印刷用紙への総合評価指標の適用については、次年度以降引き続き検討いたします。	1
総合評価指標の重み付けについて			14
	<p>【間伐材、森林認証材、その他持続可能性を目指したパルプの配点を見直すべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材の評価水準を上げるべき ・間伐材及びその他の持続可能性を目指したパルプ配合割合の最高得点を上げるべき ・森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計配分割合（最高30点）を上げるべき ・森林認証材に古紙同様のウエイトを与えるべき ・森林認証材パルプ及び間伐材パルプに古紙同様のウエイトを与えるべき ・その他持続可能性を目指したパルプの評価を、森林認証材パルプと同等の評価とすべき ・合法性、持続可能性の担保された植林木は森林認証材及び間伐材と同様に取り扱われるべき 	<p>今回のコピー用紙の基準作成にあたっては、学識経験者に加え、製紙事業者、供給事業者、印刷事業者、古紙回収事業者、環境NGOなど様々な立場の方々にご参加頂き議論を進め、意見募集案を取りまとめております。総合評価指標に規程した各項目については、既往のLCA等に関する文献等から環境負荷の低減が図られる項目を選定しております。各項目間の重み付けは、各項目の環境配慮の現状を踏まえ、その推進を図るため、既往の研究成果、国際的な動向、多くの方々意見等に基づいて議論を重ね、政策的に決定したものであります。このため、各項目への製紙メーカーの取組進捗状況やその内容に応じて適宜検討を行い、優れた取組や政策的に推進を図る必要の大きい部分については、重み付けを変更していくことを想定しております。</p>	10
	古紙パルプ配合率の評価点は、その%から20を減じたものと設定していることの根拠が不明		1
	古紙＋認証材、間伐材等の配合率が80%以上あればよいとすべき		1
	紙のユーザーに指標の詳細や点数の根拠が分かりやすくすべき		1
	植林木と認証材パルプ、間伐材パルプの配点に差異を設けるべきでない	森林認証材及び間伐材については、持続可能性を目指した原料調達に関して第三者の確認若しくは公開により、信頼性の高い内容・体制が確立できることを行為として実施している点について、区別しています。植林木についても、生物多様性の観点等に対する配慮が進み、同様の体制が確立された場合には、評価の見直しを行うことを想定しています。	1

意見分類		対応方針	件数
総合評価値等の表示について			13
【製品へ表示することは問題がある】 ・消費者にはその意味は分かりづらく、混乱する原因となるため撤廃すべき ・評価指数は細かく分類した配合をそれぞれ担保することはできないため問題		ご意見の趣旨を踏まえ、国民にとって分かりやすい制度になるように十分普及啓発に努めてまいります。 消費者の誤解をさける観点から、各評価値についても記載を行い、どの部分が特に環境に配慮されている製品なのか理解し易いようにしております。	3
WEBやカタログ、入札の際の書面提示、品質証明書等、他の手段による情報開示も認めるべき		ご意見の趣旨は理解できますが、消費者の誤解を避けるためにも、各評価値についても記載を行い、どの部分が特に環境に配慮されている製品なのか理解し易いように明示する必要があります。なお、FSC認証制度の運用条件上、一部項目を表示できない場合は、既存の森林認証制度のルールとの整合性を図るため、算定根拠をウェブサイト上で提供することで対応ができるよう記載の修正を行います。	4
古紙パルプ配合率の最低保証値のみを表示すべき		ご指摘の趣旨を踏まえ、国民にとって分かりやすい制度になるように十分普及啓発に努めてまいります。 古紙偽装問題の原因究明の中で、白色度を含め品質要求の高まりに対し、それに応えたことが偽装の一因とされております。白色度や坪量を加算項目とすることで、白色度の高い紙や厚い紙を使用することが環境負荷の増大につながることを認識しながら、消費者は使用用途に応じて必要な品質と環境性能とのバランスを考慮して調達することにより、新たな市場が形成されていくと考えております。 環境への影響は様々な形で発生しそれぞれ相互依存しています。科学的知見などを参考に社会的な要請に基づき、優先されるべき環境問題を議論し検討していくことが重要であると認識しております。 評価の重み付けは、既往の研究成果、製紙メーカーの取組状況等を踏まえ、紙に関わる関係者を交えて議論を重ね、政策的に決定したものであり、今後の取組状況を踏まえ、適切に修正していくものであります。	2
既存在庫分を考慮し、表示のための猶予期間を設けるべき		ご意見の趣旨を踏まえ、平成21年4月以前に製造された旧基準を満たす製品については、特定調達品目等とする旨備考欄に記載を行います。	3
各社により数値の取り扱いがバラバラにならないように統一化すべき		製品への表示については各社が独自の判断に基づき行うものですが、可能な限り統一できるよう要請いたします。	1
クレジットについて			14
・クレジット方式の適用範囲（森林認証材について適用されるか）を明記すべき ・間伐材の場合、現在のクレジット方式と同様の考えなのか、それともバージンパルプ部分だけをクレジットの差し引き対象とするのかを明確にする必要		ご意見の趣旨を踏まえ、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」では、森林認証制度を利用する場合には、その制度に従っていることとなっており、FS0などクレジット方式が認められている認証制度では、採用することができます。 なお、古紙パルプ分も含めた全パルプ分を認証材クレジットから差し引くものとします。	5
景品表示法との関連を整理すべき		製品に正確な情報を適切に表示（算定方法を含め）する限り問題はないと考えます。FSC認証制度の運用条件上、一部項目を表示できない場合は、既存の森林認証制度のルールとの整合性を図るため、算定根拠をウェブサイト上で提供することで対応ができるよう記載の修正を行います。	3

意見分類		対応方針	件数
	工場単位ではなく企業単位とすべき	クレジット管理については、消費者への十分な情報提供や情報開示による信頼性の確保が必要と考えます。このため、製紙原料の管理からやむを得ない範囲で原料等の出し入れがある場合等の特段の場合をのぞき、原案とおりとします。ご提案については今後の取組状況を踏まえ、検討を行います。	2
	一般消費者へ理解しがたい	ご意見の趣旨を踏まえ国民にとって分かりやすい制度になるように十分普及啓発に努めてまいります。	2
	クレジットが認知されたのは、工業的生産プロセスの実態に沿った基準で画期的であり、かつ間伐材を活用する上で不可欠であり賛同	—	1
	クレジット方式の導入にあたっては、『緑の循環』認証会議（SGEC）の分別・表示管理方針書を参考にすべき	クレジット方式の導入については、現在関係機関等で検討を行っております。ご意見につきましてはその際の参考とさせていただきます。	1
証明書、証明制度について			51
	コピー用紙の判断基準②においては、他の用紙類と同じく「間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源から生産されたバージンパルプ」については、合法性の証明は不要とすべき	ご意見については、間伐材証明と合法証明の重複部分が多数見受けられるため、間伐材証明の仕組みの中で検討整理を行い、グリーン購入法の判断の基準については記載を削除致します。	45
	判断の基準①で古紙、森林認証材パルプ、間伐材パルプ、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプとし、基準の②で合法証明についても求めており、重複しているのではないか	判断の基準①に列記した原料を使用したパルプ以外が配合される可能性があることから、合法性の証明は必要となります。	1
	発注者側にチェックを求めることに無理があり負担が大きい。厳密に運用しようとするなら、認証機関での認証制度にすべき	日本製紙連合会が策定した「古紙パルプ等配合率検証制度」に基づき、製紙メーカーと取引企業は工場立入等による検証可能な制度を運用しており、民間レベルでは改善が進んでいます。会計法第29条十一項の2に基づき、調達者は契約の履行確認を行う責務があり、「納入者チェックリスト」等を用いて適切に対応していただきたい。	1
	間伐材証明をはじめとする木材原料の認証について助成制度の創設を望む	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	間伐材パルプの証明方法、証明書フォーマットを提示すべき	林野庁作成の「間伐材の利用のためのガイドライン」に定めるガイドラインで示す予定となっております。	1
	「その他の持続可能性を目指したパルプ」の証明書について具体的にフォーマットを提供すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	持続可能性の証明に関わる間伐材の証明制度の整備を急ぐべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
その他の意見			12
	条件が複雑すぎるがもっと簡易に出来ぬものか。大企業のみへの援助ではなく、もっと中小企業に配慮した公平な購入をしていただきたい	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	配慮事項①「古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。」を削除すべき	使用され、排出された古紙の利用を適切に推進していくことは、今後とも最優先の課題であり、原案とおりとします。	1
	古紙についても、ガイドラインや確認方法等を記載すべき	日本製紙連合会が策定した「古紙パルプ等配合率検証制度」に基づき、製紙メーカーと取引企業は工場立入等による検証可能な制度を運用しており、民間レベルでは改善が進んでいます。会計法第29条十一項の2に基づき、調達者は契約の履行確認を行う責務があり、「納入者チェックリスト」等を用いて適切に対応していただきたい。	1

意見分類		対応方針	件数
	現実的な古紙の品種別回収（厳密にはリグニン含有、非含有の原料パルプ別回収）によって、更に多量のグリーン購入紙の普及が可能と考える	印刷役務の判断基準の見直し、機密文書の基準追加項目を設定し、紙から紙へのリサイクルを促進するため、紙の排出時に適切な分別回収を促すような基準設定等を行い、対応を図っています。	1
	古紙の分別のあり方、良質古紙の確保、エネルギーの効率のよい再生技術開発など目的に沿った方法を開発システム化し、相互理解と協力のもとに普及活動を行うことこそ最も求められることである。是非とも、担当官庁として指導性を発揮し、情熱を持って取り組まれることを切望したい。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	バージンパルプの信用性担保については第三者審査機関による認証に依存しており、その審査コスト負担が供給者（製紙会社または納入業者等の流通業者）への環境対応のインセンティブを削ぐものになると懸念される	バージンパルプに対する信頼性担保については、第三者認証に加え、必要な情報を開示する方法を想定しており、事業者の考え方によりどちらでも選択できるようにしています。	1
	参考資料 紙類に係わる判断基準（案）7頁 28行目 「地球温暖化以外の多くの環境影響項目において、古紙パルプ配合の紙はバージンパルプの紙に比べて環境負荷が小さいことが、多くの研究で明らかにされている。」という記述は誤りであり正しい記述に訂正すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	参考資料 紙類に係わる判断基準（案）8頁 4行目 「今後さらにバイオマス燃料や廃棄物エネルギーの積極的な利用が見込まれるため、バージンパルプと古紙パルプのCO2排出は将来的には同程度となっていくものと考えられている。」この記述は合理的正当性を欠くものであり、記述を訂正すべき	これまでの日本製紙連合会の製紙産業における温暖化対策の取り組みとして省エネルギーの推進や燃料転換対策から、バージンパルプ及び古紙パルプを利用した両工程とも温室効果ガスの排出削減が進んでおり、その差は小さくなります。また、平成19年度第2回特定調達品目検討会にも提示の通り、既に廃棄物等への燃料転換による古紙パルプ利用時の製造プロセスはバージンパルプ利用時の副産物である黒液を有効利用した工程と同等程度の温室効果ガスの排出量を削減している工場もあるため、このような記載としました。ご意見の趣旨も踏まえ、バージンパルプと古紙パルプのCO ₂ 排出量はともに削減されていくものと考えられると記載を変更します。	2
	新基準の配慮事項には持続可能な森林経営についての記述はあるが、「生物多様性」に配慮する旨の記述はない。仮にバージンパルプの原料の配合を認める場合は、生物多様性を考慮した認証に限る等の制約を設ける必要がある	ご意見については、国際的な議論の取りまとまりの状況に応じ、適宜検討を進めていきます。本基準は、現状でも可能な範囲で配慮を行い重み付けを行っており、取組の状況等について、定期的に確認・検討を行い基準の見直しに反映していく予定であります。	1
	森林認証材以外のパルプについて、第三者監査を実施すべき	バージンパルプに対する信頼性担保については、第三者認証に加え、必要な情報を開示する方法を想定しております。	1
	パブリックコメントとの募集期間が年末年始等の長期休業期間を含む場合は実質的検討期間が短縮されるので、延長期間を設けるなど配慮願いたい	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
② 紙類（コピー用紙以外）			8
ジアソ感光紙			1
	ジアソ感光紙の削除に賛同	—	1
紙類全般			7
	間伐材を優先利用すべきまたは利用拡大に期待	ご意見についてはWTO政府調達協定との整合確保の観点から、持続可能な森林資源の利用を目指す上で、同様の事項に事項に配慮されている森林認証制度と共に、配慮事項に配合割合の高い物品の調達に関する記載を行います。	4
	国産材を使うよう義務づけるべき	ご意見については、WTO政府調達協定上の第3条内国民待遇及び無差別待遇の原則との整合性が確保できないため義務付けることは困難であります。	1
	間伐材の表現ではなく中小径材とすべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	機械パルプは光による退色・劣化が著しいため、色彩の再現、長期保存性が求められる用途には化学パルプのみの紙が購入出来るような配慮がなされることを希望する	調達者は使用用途に応じて、紙の品質や環境性能のバランスを考慮して、適切に調達していただくこととなります。	1

意見分類		対応方針	件数
③文具類			11
文具類共通			3
	共通基準について「紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること」とあるのを「原料は古紙・間伐材パルプ配合率50%以上であること。」とすべき	今後の間伐材等の原料の供給状況を踏まえ、今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	大部分の材料が金属類である文具類についても、判断の基準を設定すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	基準が明確でないために樹脂配合率の偽装の原因となる可能性がある。同一工場でも、同一工程でなければ再生プラスチックとしてよいかを明記すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
梱包用バンド			4
	再生プラスチックの中でも、既に多くの用途が存在している廃ペットボトルのリサイクル製品を除いたポストコンシューマー材料の活用を特に推進すべきであるため、主要材料がプラスチックの場合について、判断の基準を「ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。」とすべき	ご意見の趣旨を踏まえ修正を行います。	2
	「主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。」とあるのを「主要材料が紙の場合にあっては、古紙・間伐材パルプ配合率100%であること。」とすべき	今後の間伐材等の原料の供給状況を踏まえ、今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	梱包用紐やゴムの商品は対象となるのかなど定義（対象範囲）を明確にすべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
紙製品（クラフトテープ、両面粘着紙テープ、ファイル、バインダー、つづりひも、事務用封筒、窓付き封筒、けい紙、起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、付箋紙、記録用メディア）			1
	個別基準に「古紙パルプ」とあるのを「古紙・間伐材パルプ」とすべき	今後の原料の供給状況を踏まえ、今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
メディアケース			1
	厚さ5mm程度以下を6mm以下、7mm以下など明確にすべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
名札			1
	「紐のみ」、「紐、クリップのない名札ポケットのみ」など、パーツ単体ではグリーン購入法の特典調達品目にならないことを明記すべき	名札（衣服取付型・首下げ型）という品目名から、名札本体以外のパーツ単体では特定調達品目に該当しないと考えられるため、現行通りの記載としております。	1
ダストブロー			1
	可燃性は燃焼する性質であるため、高低ではなく有無で明記すべき。また、引火点、発火点などを具体的な数値で明記すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1

意見分類		対応方針	件数
④オフィス家具等			4
オフィス家具等共通			4
	共通基準について「原料は古紙・間伐材パルプ配合率50%以上であること。」とすべき	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	備考3について、工具を使用しないと分解できない部品も対象か、分解可能の定義を明記すべき。工具についても特殊工具を使用する場合は、分解不可と判断と明記すべき	特殊工具を使用せずに分解可能なものを最小単位とするという意図のもと、備考3に単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものを記載しています。	1
	表1の区分が分かりづらいため具体例を明記すべき	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	「棚耐荷重の試験方法」についてJISの何番か示していただきたい。また備考に明記すべき	JIS S 1039（書架・物品棚）に定める試験方法によります。	1
⑤OA機器			2
カートリッジ			1
	備考9ア②③について日本の法令や規格でない基準は、詳細を明記すべき。EU理事会指令67/548/EEC付属書Ⅰ、付属書ⅡによりR番号の表示が義務付けられている物質、または、1999/45/ECにより危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質を具体的に明記すべき	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
電池			1
	リチウムイオン電池は本項の対象となるか。対象となる場合は、小型充電式電池については備考1に示す形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」の定義を摘要しないこととしていただきたい	本項の対象範囲となる小型充電式電池は、一次電池の代替として使用されるものであって、形状が「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」のものであることから、原案のとおりとします。 本項の対象範囲とはならない品目に関する提案については、本年5月頃（予定）から1ヶ月間提案募集を行いますので、その際に所定の書式に従い提案していただくようお願い致します。	1
⑥家電製品			1
電気便座			1
	備考3「表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式」について、平成22年3月31日までは経済産業省告示第59号（平成18年3月29日）で特定調達物品等とみなすこととしていることから、表は新旧とも残すべき。併せて、両表に適用開始時期または告示番号・年月等追加し、「P及びLは次の数値を表すものとする」の記載も残すべき	ご意見の趣旨を踏まえ、必要な修正を行います。	1
⑦自動車等			1
自動車			1
	ディーゼル乗用車の判断基準は、ポスト新長期排気規制（平成21年排気規制）の要件と同じにいただきたい。燃費基準要件を外すよう修正すべき	グリーン購入法の基本方針については、地球温暖化対策にも十分考慮していくことが必要とされているため、燃費基準値については要件として設定すべきと考えます。	1

意見分類		対応方針	件数
⑧公共工事			13
再生材料を用いた舗装用ブロック及び陶磁器質タイル			9
	「再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。」について、材料に対して規定するのは厳しすぎるのではないか。	ご意見を踏まえ、再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）及び陶磁器質タイルの原案の判断の基準③については配慮事項とした上で、判断の基準としての規定方法については平成21年度に検討することとします。	9
再生プラスチック製中央分離帯ブロック			2
	備考欄に「製品がJIS A 9401「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」の規格を満たしていること。」を追加すべき。	グリーン購入法は、国等の機関が調達を行う環境物品等の環境性能を規定するものであることから、原文のとおりとします。	1
	備考を以下のとおり修正すべき。 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又はプラスチック製品の製造工程から発生するプラスチック端材若しくは不良品をいう（ただし、原料として同一事業所内で再生利用されるものは除く。）。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
再生材料を使用した型枠			1
	古紙パルプに加え、間伐材の使用を基準に追加すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
その他			1
	下水管渠において、従来の伏越しをベント管で改良型伏越し構造としてポンプや水道管、圧送管等の機電を用いない管渠を提案する。	新規の品目に関する提案については、本年5月頃（予定）から1ヶ月間募集を行いますので、その際に所定の書式に従い提案するようにお願い致します。	1
⑨役務			19
印刷			12
	印刷物のリサイクル適性を表示する規定を行ったことに賛同	—	2
	判断の基準②について、印刷物としての目的は冊子形状のみでなく、他にも封書やはがきなどの郵便物などもあり、冊子形状のみに限定している理由を明確にするか、出来ない場合は考えられる形状全てを列挙すべき	本項の判断の基準の対象は、備考1に記載しているとおりです。	1
	冊子の表紙以外の部位やパンフレット等に点字印刷等のユニバーサル目的の印刷が利用されている現状等を鑑み、判断の基準②「ただし、印刷物の目的から冊子形状のものの表紙にやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。」の部分修正すべき	ご意見の趣旨を踏まえ修正を行います。	1
	判断の基準②の文中Bを削除し、「表1に示されたC及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料等が使用されていないこと。」とすべき。また、続けて、「可能な限り、表1に示されたAランクのリサイクルを阻害しない材料のみを使用すること。」を追加すべき	原則としてAランクを推奨しております。	2

意見分類		対応方針	件数
	表1に示されたランク分けは一面的な評価に基づいて作成されたもので、消費者に誤った判断をもたらすものと思われるため撤廃すべき	古紙を原料としての受け入れる側である製紙各社から、現在禁忌品となっているものの混入可能性などの明確な受け入れ基準が提示された時点で、検討することといたします。	1
	備考1に示す対象範囲の「等」の範囲を明確にすべき	リサイクル適性表示が可能な印刷物を対象としております。	1
	原案通りC・Dランクの資材を使用した印刷物全体をリサイクル不可と表示すれば、当該印刷物の重量の大半を占めるであろうA・Bランク資材までも廃棄を推奨してしまうことになり、リサイクルの促進を阻害する恐れがあるため、備考3ウ項については、「ウ. 印刷物の目的からやむを得ずCまたはDランクの材料を使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。」とすべき	関係機関・団体において検討してきたリサイクル対応型印刷物のガイドラインに基づき作成した基準であることから、原案のとおりとします。	1
	(社)日本印刷産業連合会の「古紙リサイクル適正ランクリスト」規格では、「本リストに掲載されていないものは、古紙リサイクル適正について判断を行っていないものである」としていることから、表1古紙リサイクル適性ランクリスト欄外に注として「本表に記載されていない資材等はCランクとして取り扱う。」を追加すべき	今後の検討課題とします。	1
	備考8について、印刷用紙の流過程において証明書の入手が困難なケースが多いことから、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインを順守する。」とするなど拘束力を強化して欲しい	今後の検討課題とします。	1
	平成21年度以降印刷用紙の判断の基準としての総合評価指標の導入に際しては、製紙の流過程において断裁・小分けされた印刷用紙にも総合評価指標が表示されるよう、徹底をお願いしたい	今後の検討課題とします。	1
清掃			2
	配慮事項④について、家庭用品品質表示法において、洗浄剤の定義には界面活性剤が含まれていないが清掃に使用される洗剤の成分に界面活性剤が含まれているものが多くあることから清掃に使用する床維持剤、洗浄剤、の後に「洗剤」を挿入すべき	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	配慮事項③について、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pHの区分・・・）の方が一般的で分かりやすい。ことから「合成洗剤の」文字を削除すべき	ご意見の趣旨を踏まえ修正を行います。	1
機密文書処理			2
	備考2ア裁断した紙片の大きさの目安について「機密抹消」である以上、処理する書類の機密性によって判断されるものでもあるので、「裁断した紙片が望まれる機密性の範囲に置いて、より大きい方が望ましい。」と補足すべき	ご意見の趣旨を踏まえ修正を行います。	1
	備考2イについて、一般的にシュレッダー処理の前に紙を分別することが通常であり、オフィスシュレッダーの細かい裁断紙片もリサイクルが全く不可能とは言えないため、原案から「屑に含まれる」を削除し、また、古紙原料としての利用適性が低下するの前に「一般的に」という文言を追加、古紙として「再生可能な」紙幅の目安は5mm以上、とあるのを、古紙として「再生に適した」に修正すべき	ご意見の趣旨を踏まえ修正を行います。	1

意見分類		対応方針	件数
害虫防除			2
	シロアリ駆除剤は、薬事法上の承認が義務付けられていないため承認をとっている剤は殆どないことから、判断の基準⑤を「薬事法上の製造販売を得た医薬品又は医薬部外品を使用、または農薬登録と同等の基準をみたしている薬剤を使用」と変更すべき	現行の基準は、一般的な「庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等其他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等」を対象として設定しております。	1
	判断基準に、シロアリ防除剤などの木材防蟻・防腐剤と衣料用防虫剤を追加されたい	新規の品目に関する提案については、本年5月頃（予定）から1ヶ月間募集を行いますので、その際に所定の書式に従い提案するようにお願い致します。	1
食堂			1
	判断基準に新たに項目を設け「洗剤は、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること」を挿入すべき	判断の基準の項目追加に関する提案については、本年5月頃（予定）から1ヶ月間提案募集を行いますので、その際に所定の書式に従い提案いただくようにお願い致します。	1
⑩その他			4
その他			4
	現状の古紙リサイクルシステムの問題点、解決法に関する意見等	今後の検討課題とします。	4